

## 平成30年度における各市町の施策目標（保険料率の平準化）

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標												
				県が示した準統一保険料率と市町が設定した保険料率の差				県が示した保険料収納必要額と市町の保険料収納見込額の差								
				目標・実績	H30年度				目標・実績	H30年度 (千円)						
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)												
広島市	保険料率の準統一を達成する	保険料率を準統一化するためには、赤字補填目的の法定外一般会計繰入を削減する必要があり、広島県が試算した平成29年度に県単位化した場合の保険料を基に、できるだけ保険料の上昇を抑えるとともに、段階的に赤字の解消を図ることができるように赤字解消計画を策定した。	平成30年3月に策定した「広島市国民健康保険赤字解消計画」に基づき、保険料収納率を毎年度上昇させるとともに段階的に1人あたり保険料を引き上げ、平成36年度に赤字の解消を図ることとしている。 平成30年度の保険料収納率（現年分）については、口座振替による納付の原則化の徹底や、Web口座振替受付サービスの導入、口座振替登録インセンティブ事業を実施するとともに、引き続き、滞納整理事務を収納対策部で一元的に実施する等の滞納者対策に取り組み、収納率を対前年度0.3ポイント引き上げ、91.5%とする。 また、平成30年度の保険料率については、この計画に基づき、引き上げている。 なお、本市が設定した医療分の保険料収納必要額は、県が示した額を上回っているが、前期高齢者交付金精算返還額を保険料で賄うこととしているため、それがなければ県が示した額を下回ることとなる。	県が示した準統一保険料率	医療	7.73	-	31,004	21,601	県が示した保険料収納必要額	医療	17,712,627				
				介護	2.11	-	10,965	5,030	介護	1,825,246						
				支援	2.49	-	10,018	6,979	支援	5,780,851						
				市町が設定した保険料率	医療	7.71	-	25,210	27,220	市町の保険料収納見込額	医療	17,890,366				
				介護	2.02	-	8,617	6,658	介護	1,771,384						
				支援	2.32	-	7,692	8,305	支援	5,458,481						
				保険料率の差	医療	0.02	-	5,794	5,619	収納必要額と収納見込額の差	医療	177,739				
				介護	0.09	-	2,348	1,628	介護	53,862						
				支援	0.17	-	2,326	1,326	支援	322,370						
				呉市	保険料率の準統一を達成する	・1人あたりの医療費が高いため、保険料水準が高い ・子育て世帯及び低所得者の負担軽減のため、所得割部分を高めめに設定している	・県単位化により均等部分を増加させる必要があるが、低所得者の急激な負担増にならないように基金を活用し、段階的な調整を行う。	県が示した準統一保険料率	医療	7.29	-	29,235	20,369	県が示した保険料収納必要額	医療	3,247,993
								介護	1.99	-	10,339	4,743	介護	279,544		
								支援	2.35	-	9,446	6,581	支援	1,021,396		
市町が設定した保険料率	医療	7.60	-					22,200	21,600	市町の保険料収納見込額	医療	3,162,008				
介護	2.80	-	8,520					6,000	介護	339,921						
支援	3.25	-	9,120					8,880	支援	1,302,288						
保険料率の差	医療	0.31	-					7,035	1,231	収納必要額と収納見込額の差	医療	85,985				
介護	0.81	-	1,819					1,257	介護	60,377						
支援	0.90	-	326					2,299	支援	280,892						
竹原市	保険料率の準統一を達成する	適正な賦課となる税率とした。 平成30年度の保険料見直しにおいて、統一保険料水準を目標にしながら、県単位化への円滑な移行の観点から低所得者の負担増を軽減する必要がある。	資産割を廃止する。 県が示す標準保険料率を適用した上で、医療保険分の均等割に財政調整基金を繰り入れ激変緩和措置を行い、低所得者の負担の軽減を図る。					県が示した準統一保険料率	医療	7.24	-	29,041	20,233	県が示した保険料収納必要額	医療	445,074
								介護	1.98	-	10,270	4,712	介護	43,290		
								支援	2.34	-	9,383	6,538	支援	139,795		
				市町が設定した保険料率	医療	7.15	-	26,400	19,974	市町の保険料収納見込額	医療	454,062				
				介護	2.12	-	10,996	5,045	介護	44,360						
				支援	2.24	-	9,017	6,282	支援	144,112						
				保険料率の差	医療	0.09	-	2,641	259	収納必要額と収納見込額の差	医療	8,988				
				介護	0.14	-	726	333	介護	1,070						
				支援	0.10	-	366	256	支援	4,317						
				三原市	保険料率の準統一を達成する	・資産割の段階的な廃止 ・激変緩和期間を4年間とし、医療分の資産割税率を引き下げた分を原資として均等割額を抑える方針の決定 ・税抑制のための法定外繰入は今後も行わない方針の確認	前年度の成果と課題に記載の方針どおりに実施する。	県が示した準統一保険料率	医療	7.26	-	29,112	20,283	県が示した保険料収納必要額	医療	1,499,271
								介護	1.99	-	10,295	4,723	介護	135,665		
								支援	2.34	-	9,406	6,553	支援	486,574		
市町が設定した保険料率	医療	7.11	8.00					26,580	19,872	市町の保険料収納見込額	医療	1,499,100				
介護	1.91	-	9,904					4,544	介護	135,665						
支援	2.31	-	9,270					6,459	支援	486,574						
保険料率の差	医療	0.15	-					2,532	411	収納必要額と収納見込額の差	医療	171				
介護	0.08	-	391					179	介護	0						
支援	0.03	-	136					94	支援	0						
尾道市	保険料率の準統一を達成する	「尾道市の激変緩和措置の基本的な方針」の素案を作成し、資産割を平成30年度において廃止するための条例改正を行った。 県から示される準統一保険料率は毎年変更されるため、尾道市における6年間の激変緩和措置については、財政調整基金の残額等を勘案しながら慎重に検討する必要がある。	「尾道市の激変緩和措置の基本的な方針」の目的と方針を次のとおり定め、平成30年度の料率を定めた。 【目的】 被保険者の急激な負担増を最小限に抑え、平成36年度までに緩やかに「統一保険料率」へ到達させる。 【方針】 1.平成30年度から平成35年度の6年間の激変緩和措置期間において、所得割、均等割、平等割それぞれの賦課割合を調整し激変緩和措置を講じる。 2.財政調整基金を計画的に繰り入れる。 3.資産割については、平成30年度において廃止する。					県が示した準統一保険料率	医療	7.28	-	29,195	20,341	県が示した保険料収納必要額	医療	2,250,502
								介護	1.99	-	10,325	4,737	介護	223,181		
								支援	2.35	-	9,433	6,572	支援	738,939		
				市町が設定した保険料率	医療	7.28	-	23,040	20,320	市町の保険料収納見込額	医療	2,188,912				
				介護	1.99	-	9,840	4,770	介護	213,242						
				支援	2.35	-	9,240	6,560	支援	728,669						
				保険料率の差	医療	0.00	-	6,155	21	収納必要額と収納見込額の差	医療	61,590				
				介護	0.00	-	485	33	介護	9,939						
				支援	0.00	-	193	12	支援	10,270						
				福山市	保険料率の準統一を達成する	平成29年度までは、税率決定時に繰越金（税率決定前年度の当初予算で見込んでいなかった国・県支出金等（特々調等））を一定額充当し、被保険者の負担減とうなるよう税率を設定していた。 また、特定世帯・特定継続世帯の保険料軽減分について、当初予算において、法定外繰入を見込んでいたが、決算においては、当該法定外繰入を行わなかった。	税率決定時の保険料率に基づく一人当たり保険税額と県が示す標準的な保険料率にもとづく一人当たり保険税額に差があることから、当初予算において、自然増部分について引き上げるとともに、なお残る差額について、6分の1については、引上げとし、残りの6分の5については財政調整基金を繰り入れることで対応した。	県が示した準統一保険料率	医療	7.56	-	30,338	21,317	県が示した保険料収納必要額	医療	6,827,165
								介護	2.07	-	10,729	4,922	介護	736,996		
								支援	2.44	-	9,802	6,829	支援	2,296,215		
市町が設定した保険料率	医療	9.09	-					24,000	19,200	市町の保険料収納見込額	医療	6,645,558				
介護	2.49	-	7,440					4,320	介護	676,460						
支援	2.12	-	6,720					4,800	支援	2,296,215						
保険料率の差	医療	1.53	-					6,338	2,117	収納必要額と収納見込額の差	医療	181,607				
介護	0.42	-	3,289					602	介護	60,536						
支援	0.32	-	3,082					2,029	支援	0						
府中市	保険料率の準統一を達成する	県が示した標準保険料率で賦課した場合の収納見込額を確保でき、また、平成35年度の準統一に向け、段階的に応能・応益割の率の変更をすることを考慮し、平成30年度の保険料率を決定した。県単位化後、最初の賦課となるため、標準保険料率で賦課した場合の収納見込額、被保険者数等の乖離がどの程度あるかの見極めが困難であった。	前年度に決定した保険料率に基づき、賦課する。 広報及び国保だよりで保険料率について、周知する。 平成31年度の税率について、標準保険料率、準統一保険料率を参考にし、設定する。					県が示した準統一保険料率	医療	7.31	-	29,326	20,432	県が示した保険料収納必要額	医療	575,523
								介護	2.00	-	10,371	4,758	介護	62,013		
								支援	2.36	-	9,475	6,602	支援	185,037		
				市町が設定した保険料率	医療	7.60	-	25,740	19,380	市町の保険料収納見込額	医療	575,520				
				介護	2.57	-	10,020	4,920	介護	62,014						
				支援	2.62	-	8,700	6,300	支援	185,037						
				保険料率の差	医療	0.29	-	3,586	1,052	収納必要額と収納見込額の差	医療	3				
				介護	0.57	-	351	162	介護	1						
				支援	0.26	-	775	302	支援	0						

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標								
				県が示した準統一保険料率と市町が設定した保険料率の差				県が示した保険料収納必要額と市町の保険料収納見込額の差				
				目標・実績	H30年度				目標・実績	H30年度(千円)		
所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)									
三次市	保険料率の準統一を達成する	<p>成果 平成36年度に準統一保険料率を達成するため、次の方針を決定。 平成31年度・33年度・35年度に保険料率を改正。 県が示す準統一保険料率をもとに、段階的に調整。 平成36年度には試算税率を廃止し、3方式に改める。</p> <p>課題 被保険者への周知。</p>	平成31年度の税率改正に向け、調整を行う。	県が示した準統一保険料率	医療	7.14	-	28,645	19,958	県が示した保険料収納必要額	医療	817,400
					介護	1.95	-	10,130	4,648		介護	83,520
					支援	2.3	-	9,255	6,448		支援	238,810
庄原市	保険料率の準統一を達成する		資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式への移行に向け、資産割の賦課割合を6%から4%へ縮小、標準保険料率(県が示した準統一保険料率)の賦課割合に近づけるよう応益割合を調整し、必要税額を確保できる税率を設定。	県が示した準統一保険料率	医療	7.13	-	28,580	19,912	県が示した保険料収納必要額	医療	565,738
					介護	1.95	-	10,107	4,637		介護	55,637
					支援	2.30	-	9,234	6,434		支援	184,427
大竹市	保険料率の準統一を達成する		<p>保険料率の準統一を達成するため、5年かけて、均等割と平等割の賦課割合を30%、20%から35%、15%へ変更する。(H30.3議会で条例改正済) 被保険者にとって急激な負担増にならないよう配慮しながら、標準保険料率または準統一保険料率を参考に税率を決定する。</p>	県が示した準統一保険料率	医療	7.26	-	29,118	20,287	県が示した保険料収納必要額	医療	499,488
					介護	1.99	-	10,298	4,724		介護	43,864
					支援	2.34	-	9,408	6,555		支援	160,813
府中町	保険料率の準統一を達成する	<p>・一般会計から繰り入れることなく、県が示す収納必要額を確保でき、納税者の負担にならないように、税率を設定することが今後の課題。</p>	<p>・統一保険料を目指し、4方式から3方式に変更するため、資産割率を下げた。 ・県が示した保険料収納必要額を確保できるよう、平成29年度 医療分 所得割5.5%、資産割16%、均等割24,900円、平等割23,200円・支援金分 所得割2.1%、資産割4%・介護分 所得割2.2%、資産割4.1%から平成30年度は上記の税率に変更した。</p>	県が示した準統一保険料率	医療	7.30	-	29,288	20,406	県が示した保険料収納必要額	医療	700,834
					介護	2.00	-	10,358	4,752		介護	84,352
					支援	2.36	-	9,463	6,593		支援	219,014
海田町	保険料率の準統一を達成する	6年後に3方式に統一されることから、4方式を採用している本町において3方式移行による影響を考慮して、資産割を段階的に減少させる施策実施を決定した。	引続き資産割の段階的廃止に向けて税率算定を行う。	県が示した準統一保険料率	医療	7.27	-	29,146	20,306	県が示した保険料収納必要額	医療	381,437
					介護	1.99	-	10,307	4,729		介護	43,216
					支援	2.34	-	9,417	6,561		支援	118,925
熊野町	保険料率の準統一を達成する	<p>H29年度 医療分 5.30% (+0.45%) 支援金分 1.65% (+0.29%) 介護分 1.85% (+0.56%) 所得割 9.00% 資産割 2.00% 均等割 28,500円 平等割 22,500円 均等割 8,700円(+900円) 介護分 11,000円(+1,200円) 平等割 6,700円(+600円) 7,800円(+2,600円) ( )内は、H28年度からの増減</p>	資産割を廃止する。賦課割合を標準に近づける。	県が示した準統一保険料率	医療	7.22	-	28,949	20,170	県が示した保険料収納必要額	医療	400,384
					介護	1.97	-	10,238	4,697		介護	31,976
					支援	2.33	-	9,354	6,517		支援	109,973
坂町	保険料率の準統一を達成する		保険料必要額から保険料率を定める広域化初年度のため、国保加入者への周知の徹底	県が示した準統一保険料率	医療	7.22	-	28,962	20,178	県が示した保険料収納必要額	医療	200,024
					介護	1.98	-	10,242	4,699		介護	16,252
					支援	2.33	-	9,358	6,520		支援	64,173
江田島市	保険料率の準統一を達成する	医療費の伸びに反して平成24年度以降、税率は据え置いていた。平成27年度以降は県統一が見えていたので、基金の取り崩しで乗り切れると考え、税率改正を行わなかった。	一人当たり保険税額が1,232円(平成29年度)から1,275円(平成30年度)となるように激変緩和の税率を設定。この激変緩和の財源は基金33,000円を見込んでいる。	県が示した準統一保険料率	医療	7.31	-	29,304	20,417	県が示した保険料収納必要額	医療	493,370
					介護	2.00	-	10,363	4,755		介護	46,159
					支援	2.36	-	9,468	6,597		支援	160,509

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標												
				H30年度				H30年度(千円)								
				目標・実績	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	目標・実績	H30年度(千円)						
廿日市市	保険料率の準統一を達成する	広島県国民健康保険運営方針に基づき、平成36年度に県が示す準統一保険料となるよう、激変緩和措置期間内に資産割の廃止及び税率の引上げについて検討を行うとともに、県が公表した内容等を議会へ説明を行い進捗状況の情報提供に努めた。激変緩和措置期間後のありさま、及び資産割の廃止及び税率の見直しについての方針が翌年度へ継続検討となった。	広島県国民健康保険運営方針に基づき、平成36年度に県が示す準統一保険料となるよう、激変緩和措置期間内に資産割の廃止及び税率の引上げについて検討により、平成32年度資産割の廃止に向け、市内部での協議を引き続き行う。	県が示した準統一保険料率	医療	7.23	-	28,986	20,195	県が示した保険料収納必要額	医療	1,986,583				
				介護	1.98	-	10,251	4,703	介護	194,360						
				支援	2.33	-	9,366	6,525	支援	704,008						
				市町が設定した保険料率	医療	6.10	11.90	28,600	23,300	市町の保険料収納見込額	医療	2,021,678				
				介護	1.80	3.00	9,400	5,300	介護	190,727						
				支援	1.90	3.00	8,300	6,400	支援	604,095						
				保険料率の差	医療	1.13	-	386	3,105	収納必要額と収納見込額の差	医療	35,095				
				介護	0.18	-	851	597	介護	3,633						
				支援	0.43	-	1,066	125	支援	99,913						
				安芸太田町	保険料率の準統一を達成する	成果：県が示した準統一保険料率にするため、被保険者の負担が一気に増えないよう段階的に保険料率を引き上げるよう料率を設定した。 課題：準統一保険料率が毎年大きく変わると増減幅が大きくなる。	県が示した数値と実際の数値にどれだけの差があるのか等精査し、準統一に向け必要保険料総額を確実に徴収できるよう検討していく。	県が示した準統一保険料率	医療	7.10	-	28,488	19,848	県が示した保険料収納必要額	医療	99,715
								介護	1.94	-	10,075	4,622	介護	7,114		
								支援	2.29	-	9,205	6,413	支援	35,547		
市町が設定した保険料率	医療	6.20	25.0					22,500	16,600	市町の保険料収納見込額	医療	99,650				
介護	1.40	0.0	7,200					3,300	介護	7,473						
支援	2.20	5.0	8,000					7,000	支援	35,084						
保険料率の差	医療	0.90	-					5,988	3,248	収納必要額と収納見込額の差	医療	65				
介護	0.54	-	2,875					1,322	介護	359						
支援	0.09	-	1,205					587	支援	463						
北広島町	保険料率の準統一を達成する	6年の経過措置期間で資産割を段階的に廃止し、応益分については、計画的に均等割額を引上げ、県の示す準統一の保険料率へ移行する。	県が示した準統一保険料率					医療	7.28	-	29,186	20,334	県が示した保険料収納必要額	医療	296,179	
								介護	1.99	-	10,322	4,735	介護	29,537		
								支援	2.35	-	9,430	6,570	支援	91,615		
				市町が設定した保険料率	医療	6.00	17.0	24,900	23,000	市町の保険料収納見込額	医療	331,706				
				介護	1.50	6.1	9,400	5,200	介護	33,754						
				支援	1.75	4.9	7,700	6,500	支援	98,837						
				保険料率の差	医療	1.28	-	4,286	2,666	収納必要額と収納見込額の差	医療	35,527				
				介護	0.49	-	922	465	介護	4,217						
				支援	0.60	-	1,730	70	支援	7,222						
				安芸高田市	保険料率の準統一を達成する	・広島県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から保険料率の算定方法を3方式に変更する。(資産割の廃止) ・市独自の激変緩和措置を実施する。(市国保財政調整基金の活用により保険料の上昇を軽減) ・6年後の準統一保険料率達成に向け、税率改正等の具体的な方策について検討する。	県が示した準統一保険料率	医療	7.14	-	28,651	19,962	県が示した保険料収納必要額	医療	491,966	
								介護	1.95	-	10,133	4,649	介護	41,414		
								支援	2.30	-	9,257	6,450	支援	163,699		
市町が設定した保険料率	医療	7.00	-					28,200	19,600	市町の保険料収納見込額	医療	471,591				
介護	1.60	-	7,900					3,900	介護	40,101						
支援	2.00	-	8,300					5,900	支援	135,609						
保険料率の差	医療	0.14	-					451	362	収納必要額と収納見込額の差	医療	20,375				
介護	0.35	-	2,233					749	介護	1,313						
支援	0.30	-	957					550	支援	28,090						
東広島市	保険料率の準統一を達成する	平成30年度において、県が示す市町村標準保険料率を参考に保険料率を設定した。ただし、前年から急激に保険料が上がる世帯を考慮し、医療分の均等割を下げる激変緩和措置を実施した。	県が示した準統一保険料率					医療	7.40	-	29,686	20,683	県が示した保険料収納必要額	医療	2,591,013	
								介護	2.03	-	10,499	4,817	介護	240,413		
								支援	2.39	-	9,592	6,683	支援	889,758		
				市町が設定した保険料率	医療	7.05	-	27,031	19,690	市町の保険料収納見込額	医療	2,546,847				
				介護	2.05	-	10,620	4,872	介護	240,413						
				支援	2.42	-	9,727	6,777	支援	889,759						
				保険料率の差	医療	0.35	-	2,655	993	収納必要額と収納見込額の差	医療	44,166				
				介護	0.02	-	121	55	介護	0						
				支援	0.03	-	135	94	支援	1						
				大崎上島町	保険料率の準統一を達成する	平成28年度に税率改正(引上げ)を行ったが、統一保険料率に対し、現行保険料率が大幅に乖離しており、平成35年度まで6ヶ年度で保険料率の段階的な引き上げが必要。また、保険料算定方式が現行4方式であるため、改正に合わせ算定方式を段階的に変更する(資産割の段階廃止)。	赤字解消・削減計画の削減予定額(毎年度20%削減)充足のため、準統一保険料率を最終目標値として段階的に税率改正することとし、引上げ1ヶ年度目として、税率改正を実施する。また、算定方式の変更を実施する。	県が示した準統一保険料率	医療	7.17	-	28,756	20,035	県が示した保険料収納必要額	医療	135,791
								介護	1.96	-	10,170	4,666	介護	13,251		
								支援	2.31	-	9,291	6,473	支援	43,978		
市町が設定した保険料率	医療	5.40	28.40					22,900	16,200	市町の保険料収納見込額	医療	103,257				
介護	1.00	7.70	5,900					3,000	介護	7,097						
支援	2.00	10.60	8,500					6,000	支援	38,111						
保険料率の差	医療	1.77	-					5,856	3,835	収納必要額と収納見込額の差	医療	32,534				
介護	0.96	-	4,270					1,666	介護	6,154						
支援	0.31	-	791					473	支援	5,867						
世羅町	保険料率の準統一を達成する	平成29年度税率改正 平成28年度 平成29年度	保険料収納必要額の確保を図りつつ県の示す準統一保険料率に近づけるため、税率改正を行う。					県が示した準統一保険料率	医療	7.05	-	28,277	19,701	県が示した保険料収納必要額	医療	242,228
								介護	1.93	-	10,000	4,588	介護	26,997		
								支援	2.27	-	9,136	6,366	支援	85,556		
				市町が設定した保険料率	医療	6.64	8.33	23,800	16,790	市町の保険料収納見込額	医療	240,407				
				介護	2.45	3.00	9,920	5,000	介護	27,763						
				支援	2.40	2.50	8,440	5,900	支援	85,455						
				保険料率の差	医療	0.41	-	4,477	2,911	収納必要額と収納見込額の差	医療	1,821				
				介護	0.52	-	80	412	介護	766						
				支援	0.13	-	696	466	支援	101						
				神石高原町	保険料率の準統一を達成する	特になし(平成30年度から取り組みのため)	資産割の段階的縮小 資産割以外の項目について、収納必要額を考え増額対応。	県が示した準統一保険料率	医療	6.95	-	27,893	19,434	県が示した保険料収納必要額	医療	135,209
								介護	1.90	-	9,864	4,526	介護	15,183		
								支援	2.24	-	9,012	6,279	支援	35,656		
市町が設定した保険料率	医療	5.55	20.00					20,900	16,000	市町の保険料収納見込額	医療	133,181				
介護	1.70	11.00	8,000					5,600	介護	16,348						
支援	1.40	5.65	5,300					4,800	支援	35,218						
保険料率の差	医療	1.40	-					6,993	3,434	収納必要額と収納見込額の差	医療	2,028				
介護	0.20	-	1,864					1,074	介護	1,165						
支援	0.84	-	3,712					1,479	支援	438						

平成30年度における各市町の施策目標(医療費水準の適正化)

(単位:%,円)

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
広島市	後発医薬品使用割合の向上	6月から11月にかけて合計で8,707件差額通知書を送付するとともに、窓口でリーフレットを配布し、啓発を行った。 後発医薬品の使用割合は65.7%と前々年度に比べて増加したが、伸び率が鈍化したことから、差額通知書の送付条件の見直し等を含め、効果的な実施を検討する必要がある。	差額通知書については、今年度も継続して送付するが、送付条件を見直し、過去に送付実績がある者に対しては同一年度での再送付は行わない)することとしたい。 また、今年度から、被保険者証やお薬手帳に貼り付ける後発医薬品希望シールを、リーフレットに替えて作成し、さらなる啓発を図りたい。	後発医薬品使用割合	73.0	76.0	80.0			
	レセプト点検の充実強化	被保険者1人当たりの財政効果額は1,379円であった。前々年度と比較して減少してしまったため、職員と点検員の連携等、見直しの必要がある。	財政効果額等の数値を定期的に関係職員が共有し、目標数値と現状の確認を行うほか、国保連合会の研修への積極的参加や、内部勉強会の実施等により点検の充実、強化に努めたい。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	1,379	1,448	1,520	1,596	1,676	1,760
	特定健康診査の受診率の向上	60歳以上の自己負担額を無料化したことにより、60歳代の健診受診率が前年度比3.1%上昇した。また、新たにみなし健診を開始し、治療で通院中の方の健診負担軽減を図った。こうした様々な取組の結果、平成29年度の受診率は21.2%で前年から2.1%上昇した。 一方、40歳代、50歳代の若年層の受診率が低いことが課題である。	40歳代、50歳代の若い層や健診無関心層の受診率向上を狙い、カープ坊やデザインを用いた広島市独自の保険証ケースのプレゼントを実施している。 また、民間業者に委託し、特定健診の未受診者を過去の受診履歴や問診結果等からA I(人工知能)を用いてグループ化し、各グループの特性に応じた受診勧奨通知を送付している。 上記に加えて、医師会や地域団体等と連携した受診勧奨や、対象全世帯へのリーフレット送付等も継続して実施している。	特定健康診査受診率	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0
	特定保健指導の実施率の向上	動機付け支援は、各区に配属されている保健指導員が直接訪問や電話で保健指導を実施し、不在者への手紙や訪問時間の工夫等で複数回アプローチした。 積極的支援は、利用券の有効期限1か月前に利用勧奨通知を全員に送付したり、年度後半では電話勧奨を実施した。結果、動機付け支援は政令指定都市や県内市町でも高い実施率だが、一方積極的支援の実施率が伸びないことが課題である。	動機付け支援については、各区の保健指導員が訪問や電話等で保健指導を実施し、不在の場合には複数回アプローチするなど、実施率向上の取組を実施している。 積極的支援については、昨年度同様に、未利用者全員に利用勧奨通知を送付したり、電話による利用勧奨を実施している。 また、特定健診の案内チラシに、特定保健指導が無料で利用できる、生活習慣改善に効果がある旨の記載をして利用を促している。	特定保健指導実施率	37.3	41.8	46.3	50.8	55.3	60.0
呉市	後発医薬品使用割合の向上	薬剤費の削減額及びジェネリックの使用率ともに増加している。	継続して被保険者に対する啓発等(差額通知・希望カードの配布・担当部署用窓あき封筒余白への印刷・出張講座の実施等)を行う。	後発医薬品使用割合	73.0	77.0	80.0			
	レセプト点検の充実強化	レセプト二次審査については、過去3か年の県平均を上回る成果を残した。	国保連の一次審査が充実する中、二次審査においても新たな着眼点を検討するなどし、引き続き県平均を上回る成果を残すことができるよう取組む。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	特定健康診査の受診率の向上	特定健診受診率、特定保健指導実施率とも前年度に比べ増加しているが、特定健康診査等実施計画における目標値には及んでいない。	特定健診未受診者への受診勧奨の方法を検討する。	特定健康診査受診率	30.0	36.0	42.0	48.0	54.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上			特定保健指導実施率	30.0	36.0	42.0	48.0	54.0	60.0
竹原市	後発医薬品使用割合の向上	徐々に後発医薬品普及率は上がってきているが、県平均値より低い状況である。	医師会等関係機関に情報提供を行うなど連携を深め、引き続き後発医薬品の普及啓発に努める。 継続して後発医薬品差額通知書を送付する。	後発医薬品使用割合	66.0	73.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	レセプト点検の充実強化		国保連へ委託	レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	徐々に特定健康診査受診率は上昇しているが、目標値より低い状況である。(第2期特定健康診査等実施計画H29年度目標値:60.0%)	A Iを活用した未受診者の特性にあった勧奨や自己負担額の無料を継続して実施し、引き続き受診率の向上に努める。	特定健康診査受診率	37.5	42.0	46.5	51.0	55.5	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成26年以降の実施率は上昇しているが、目標値より低い状況である。(第2期特定健康診査等実施計画H29年度目標値:60.0%)	継続して対象者への訪問等による利用勧奨の実施や未利用勧奨へ再勧奨の通知を実施し、引き続き受診率の向上に努める。	特定保健指導実施率	28.5	34.8	41.1	47.4	53.7	60.0
三原市	後発医薬品使用割合の向上	平成30年3月診療分での使用割合は62.97%。経年で上昇傾向にある。	ジェネリック医薬品へ切り替えした場合の差額通知を実施。(広島県国民健康保険団体連合会へ業務委託) 保険証更新時にジェネリック医薬品への切り替えを希望するシールを同封。	後発医薬品使用割合	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	レセプト点検の充実強化	広島県国民健康保険団体連合会に委託した。	広島県国民健康保険団体連合会に委託する。	レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	平成29年度の受診率は27.9%。経年で上昇傾向にあるが、県平均28.3%(国保組合除く)に達していない。	電話勧奨:前年度、集団健診受診者で今年度集団健診未予約者へ集団健診前(年3回)に保健師等が電話による受診勧奨を実施。 通知勧奨:過去3年間で1回でも受診がある者のうち、今年度特定健診が未受診の者へ手紙による勧奨を実施。(年1回)	特定健康診査受診率	30.0	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成29年度の実施率は27.4%。経年で上昇傾向にあるが、県平均29.7%(国保組合除く)に達していない。	健診結果を数値別に分類し、対象者に対し、保健師等が電話又は訪問等により利用勧奨を実施。	特定保健指導実施率	30.0	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0
尾道市	後発医薬品使用割合の向上	H29年度の後発医薬品普及率(数量ベース)は、前年度比3.3%増の68.16%となった。2020年度の目標80%にむかひ、医療機関と連携するなど普及率向上に努める必要がある。	4月～9月の6か月間、後発医薬品差額通知を発送。	後発医薬品使用割合	70.0	75.0	80.0	81.0	82.0	83.0
	レセプト点検の充実強化	国保連合会に2次点検を委託	国保連合会に2次点検を委託	レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	H29年度の特定健診受診率は、前年度比1.3%増の37.2%となった。H30年度の目標45%にむかひ、被保険者への勧奨等を引き続き行っていく必要がある。	電話勧奨を引き続き行う。 はじめて特定健診を受診する被保険者へのインセンティブ事業を実施する。	特定健康診査受診率	45.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	H29年度の特定保健指導終了率は、前年度比9.4%増の40.2%となった。H30年度の目標45%にむかひ、被保険者への勧奨等を引き続き行っていく必要がある。	電話勧奨を引き続き行う。 保健指導終了者へのインセンティブ事業を実施する。	特定保健指導実施率	45.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
福山市	後発医薬品使用割合の向上	2017年(平成29年)年度は、数量シェアが68.1%から72.3%となり4.2%上昇した。 より効果的で分かりやすい差額通知を実施し、通知の効果検証を行う必要がある。	今年度より国保連合会委託(業者委託方式)に変更し、フルカラーイラスト入りの通知とパンフレットを送付することで、被保険者に分かりやすい差額通知に変更した。通知対象者も効果額の高い人から抽出して送付することで、より効果的な通知を行う。送付回数を4回から6回に増やし、11月以降に差額通知送付後の効果検証を行う。	後発医薬品使用割合	74.0	77.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	レセプト点検の充実強化	レセプトの請求内容や資格点検を強化し、医療費適正化を推進したが、医療機関等の請求や国保連合会での一次審査の精度が高くなったことにより、財政効果等へ反映が鈍化しつつある。	効果的かつ効率的な点検実施を目的に開催する月次の検討会において、更なる職員間の情報共有を図るとともに、縦覧・横覧点検の強化を実施していく。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
	特定健康診査の受診率の向上	特定健診受診率は2016年度(平成28年度)26.3%から2017年度(平成29年度)27.6%に1.3ポイント上昇したが、目標値及び県内市町と比較すると低い受診率である。	・日曜及び女性専用の集団健診を実施する。 ・ドラッグストア等の企業と連携した集団健診を実施する。 ・本年度未受診者に対し、コールセンターを活用し個別の電話勧奨を実施する。対象者には電話勧奨前に通知文書を発送し、電話勧奨不通の者に対しては受診勧奨ハガキを後ほど発送する。	特定健康診査受診率	33.0	36.0	39.0	42.0	46.0	50.0
	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導実施率2016年度(平成28年度)30.6%から2017年度(平成29年度)27.6%に3ポイント低下していることから、利用率向上の取組が必要である。	・利用券発送後に対象者へ直接電話勧奨をする。 ・未利用者に対して再度勧奨通知を発送する。 ・平日だけでなく、休日及び夜間での保健指導も利用可能とする。	特定保健指導実施率	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0



市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
熊野町	後発医薬品使用割合の向上	【成果】普及率 59.7% 【課題】引き続き、後発医薬品差額通知書は、毎月対象者を変え通知する。後発医薬品の使用率が低い対象者には再通知を行う。	後発医薬品の使用率が低く、後発医薬品の切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定し、通知を行う。(国保連委託)	後発医薬品使用割合	65.0	66.0	67.0	67.0	67.0	67.0
	レセプト点検の充実強化			レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	【成果】受診率 34.2% 【課題】被保険者の減、受診者の固定化等により、受診率が伸び悩んでいるが、積極的な勧奨により受診率を向上させる。	・受診勧奨の送付 ・「健診のしおり」を病院で配布し、ポスターを掲示することで受診を促す ・電話勧奨の実施	特定健康診査受診率	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
	特定保健指導の実施率の向上	【成果】利用率21.5% 【課題】被保険者の減、受診者の固定化等により、利用率が伸び悩んでいるが、積極的な勧奨により利用率を向上させる。	積極的な臨戸訪問や電話勧奨を行い、保健師や管理栄養士が個別面接等の保健指導を行う。	特定保健指導実施率	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
坂町	後発医薬品使用割合の向上	毎月、後発医薬品差額通知を送付(国保連に委託)した。平成29年3月送付分では普及率62.6%で、対前年同月比4.9%上昇した。	後発医薬品差額通知の送付(国保連に委託) 新規国保加入者にお祝いカード配布	後発医薬品使用割合	70.0	75.0	80.0			
	レセプト点検の充実強化			レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	平成29年度の特定健康診査受診率は28.9%で、ほぼ横ばいに推移している。	一部負担金無料化の継続 未受診者勧奨事業 治療中の方の情報提供事業 がん検診受診券送付時、特定健診の受診を促す記事を掲載	特定健康診査受診率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成29年度の特定保健指導実施率は5.1%であった。ただし平成28年度は28.0%で年度によってばらつきが大きい。	保健師等が電話、訪問により利用勧奨 初回面接の分割実施	特定保健指導実施率	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
江田島市	後発医薬品使用割合の向上	後発医薬品を積極的に取り入れるため、リーフレットや「ジェネリック医薬品お祝いカード」を国保加入時に配布し、認知度を上げ、利用しやすい環境を整える。被保険者に対し、後発医薬品についてのさらなる理解の促進を図るため、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載した個別通知を毎月送付する。前年度(60.84%)より後発医薬品医薬品使用割合は上昇しているが、目標に至っていない。	後発医薬品の使用促進を進めて医療費適正化を図るため、国の示す数量シェア 80%を目標とする。 後発医薬品を積極的に取り入れるため、リーフレットや「ジェネリック医薬品お祝いカード」を国保加入時に配布し、認知度を上げ、利用しやすい環境を整える。 被保険者に対し、後発医薬品についてのさらなる理解の促進を図るため、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載した個別通知を毎月送付する。 前年度より後発医薬品医薬品使用割合は上昇しているが、目標に至っていない。	後発医薬品使用割合	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	レセプト点検の充実強化	レセプト2次点検については、広島県国民健康保険団体連合会へ委託し、単月点検・縦覧点検・横覧点検・突合点検を行う。医療給付情報突合リストにより、請求誤りのレセプトを抽出し、過誤調整を行う。前年度は、財政効果率(0.58)と査定率(46.80)となっている。	レセプト2次点検については、広島県国民健康保険団体連合会へ委託し、単月点検・縦覧点検・横覧点検・突合点検を行う。医療給付情報突合リストにより、請求誤りのレセプトを抽出し、過誤調整を行う。	レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	平成29年度特定健康診査受診率は35.4% マーケティングの手法を取り入れた受診勧奨通知の送付を延べ1,798名に送付し前年度比2.3%受診率が向上した。40-50代の受診率が低く、生活習慣病のレセがある対象者の方が、受診しやすい傾向であることが分かった。	6月：集団健診の申込み期日に合わせて受診勧奨通知を送付する。(2,794名) 9月：過去の受診履歴やレセプト情報を分析しセグメント分けして受診勧奨通知を送付する。(4,122名) 11月：の送付者のうち、未受診者に勧奨通知を送付する。(3,903名) その他、自治会や女性会等の団体に受診勧奨をするほか、窓口で啓発品(ボールペン)を配布した。また、新規国保加入者に受診勧奨リーフレットを配布した。	特定健康診査受診率	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成29年度特定保健指導率は19.7% 利用勧奨通知を行っても対象者の1割程度しか利用しない。実施する専門職の確保が困難である。	・嘱託看護師を雇い上げ、電話による利用勧奨を行う。 ・集団健診会場において、腹囲及び血圧の値で特定保健指導該当者に直接利用勧奨を行った。	特定保健指導実施率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
廿日市市	後発医薬品使用割合の向上	数量シェアは年々上がっている。	保険証の一斉更新時に、保険証に貼れるジェネリック利用希望シールを配付した。	後発医薬品使用割合	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
	レセプト点検の充実強化	国保連合会に委託	国保連合会に委託	レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	特定健診受診率は年々上昇しているが、平成29年度39.8%と目標値である45%は達成していない。特に、40から50歳の若年層の受診率が低いため、更なる受診率向上への取り組みが必要である。また、リビート率75.4%であり、リビート受診者数向上のための取り組みも必要である。	若年層受診率向上対策として、健診をパソコンやスマートフォンから予約できる集団健診ウェブ予約システムを平成31年度から実施できるよう構築をする。また、受診率向上キャンペーンを各市区で実施し、若年層も参加するような地域行事などでPRする。リビート率向上対策として、電話勧奨を実施する。	特定健康診査受診率	45.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導は受診率が横ばいで、平成29年度は16.2%と目標値である35%は達成していない。保健指導を開始しやすい体制を整備しているが、開始する人が少ない。無開期、開期にある対象者も開始しやすい体制について検討する必要がある。また、開始したもののうち1割程度は脱落しており、開始したものがみな終了できる体制も整備する必要がある。	保健指導を開始しやすい体制作りとして、健診当日(集団健診及び人間ドック)に特定保健指導を実施できる体制を整備する。また、健診結果説明会当日や訪問など、対象者の希望に合わせた日程・場所で柔軟な体制で保健指導を実施できるよう工夫する。	特定保健指導実施率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
安芸太田町	後発医薬品使用割合の向上	後発医薬品差額通知書作成業務を国保連合会に委託して、毎月対象者に年度計530通を送付し、後発品普及率(数量：1年移動平均)は、71.19%(平成30年3月送付分(平成29年11月診療分))で増加傾向にある。	同業務を国保連合会に委託して後発医薬品差額通知書を送付するとともに、ジェネリック医薬品お祝いカードや町広報紙により後発医薬品の利用を啓発する。	後発医薬品使用割合	75.0	78.0	80.0	81.0	83.0	85.0
	レセプト点検の充実強化	被保険者1人当たりの財政効果額は、2,281円だった。国保連合会の1次審査もあるが、レセプト点検員の縦覧点検等による再審査申出も効果的なものとなっている。	現在の財政効果額水準を維持するため、レセプト点検員を引き続き配置する。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	特定健康診査の受診率の向上	特定健康診査対象者1,187人のうち、496人が受診し、受診率は41.8%だった。受診者と未受診者が固定化傾向にあり、未受診者へのさらなる勧奨が必要である。	集団健診、個別健診における受診勧奨を継続するとともに、治療中の方の特定健康診査等の情報提供による情報収集を継続する。	特定健康診査受診率	45.0	48.0	52.0	55.0	58.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の対象者数は50人で、前年比24.6%減少し、終了者数は31人だった。	個々へのアプローチを継続し、介入困難な方へも情報提供は引き続き行っていく。S指導内容の充実、指導終了後も健康習慣の取り組みを継続できるように工夫をしていく。	特定保健指導実施率	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
北広島町	後発医薬品使用割合の向上	郡医師会を通じて継続的に協力を要請する。後発医薬品への切替え人数及び削減効果額は、増加傾向にある。	毎月1回業者委託方式により、後発医薬品差額通知を送付し、患者負担の軽減と医療費削減のため、被保険者にジェネリック薬品について啓発リーフレットと希望シールを配布し、利用を促進する。	後発医薬品使用割合	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
	レセプト点検の充実強化	財政効果率、査定率等、前年度より減少。	定期的な会合を持ち、連携を取りながら、内容点検の充実を図る。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	1,200	-	-	-	-	-
	特定健康診査の受診率の向上	広報、電話、訪問等で受診勧奨に取り組んでいるが、前年度より受診率は微減となった。地域別、年代別の受診率に偏りがある。	資格取得時に特定健診の案内を行う。 40-44歳、50-54歳の受診率が低い地域を重点的に訪問または電話で受診勧奨を行う。	特定健康診査受診率	47.0	50.0	53.0	55.0	57.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	対象者には、全戸訪問し指導実施を勧奨したが、前年度より実施率は減少した。	全戸訪問を継続して実施するとともに、健診受診後できるだけ速やかに訪問し、実施率の向上に取り組む。	特定保健指導実施率	40.0	45.0	50.0	53.0	57.0	60.0

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
安芸高田市	後発医薬品使用割合の向上	・平成29年度実績は72.51%(平成30年3月診療月分)で平成28年度より4.08%上昇した。 ・使用割合の向上に向けて更に市民への周知が必要。	・毎月1回対象者へジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付する。 ・差額通知書の様式をよりわかりやすい内容に変更する。 ・国保新規加入者へジェネリック医薬品希望シールを配布する。	後発医薬品使用割合	76.0	78.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	レセプト点検の充実強化			レセプト点検による一人当たり財政効果額						
	特定健康診査の受診率の向上	・平成29年度実績は52.4%で平成28年度より0.6%上昇した。 ・受診率の向上に対して効果的な対策が見つからない。	・受診期間を3月末まで延長。 ・2年連続未受診者への健診事業の案内はがきの送付。 ・人間ドックの情報提供の助成額を増額。	特定健康診査受診率	52.0	53.5	55.0	56.5	58.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	・平成29年度実施率40.1%と平成28年度より10.1%減少した。 ・保健指導従事者の減少により、訪問等による参加動員が十分にできていない。	・集団支援による運動指導・栄養指導・歯科指導 ・在宅支援 ・医療機関へ委託(保健指導希望者のみ) ・手紙、訪問等による参加動員	特定保健指導実施率	45.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
東広島市	後発医薬品使用割合の向上	後発医薬品使用割合は向上しているが、後発医薬品の普及に伴い差額通知送付件数は減少傾向にあり、広報やチラシなどを活用し周知活動をより強化していく必要がある。	先発医薬品から後発医薬品への切り替えを促進するため、切替額が一定以上の対象者に対して差額通知を送付する。(業者委託による実施) 市広報紙や「ジェネリック医薬品お祝いカード」の配布により、後発医薬品を推奨し周知活動を行う。	後発医薬品使用割合	74.0	77.0	80.0	81.0	82.0	83.0
	レセプト点検の充実強化	レセプトの過剰の減少に伴い再審査申出件数は減少傾向にあり、レセプト点検による一人当たり財政効果額は前年度実績を上回ることはできなかった。	保険者の診療報酬を適正な支払い額とするため、被保険者の資格やレセプトの内容等を点検し、重複請求や過誤があった場合には国民健康保険団体連合会に再審査を請求する。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	1,750	1,770	1,790	1,810	1,830	1,850
	特定健康診査の受診率の向上	受診率は前年度より向上したものの目標値には届かなかった。 医療機関との連携を強化し、対象者が受診しやすい環境を整える必要がある。 また、未受診者への受診動員や周知啓発の継続的実施が必要である。	受診券の一斉発送により、受診率の向上を目指す。 また、健診始期を7月から6月に変更し、受診しやすい環境整備を図る。 特定健康診査や治療中患者の情報提供事業等についての周知啓発に引き続き取り組み、前年度健診未受診者へは電話動員を実施する。	特定健康診査受診率	36.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	実施率は前年度より大きく減少した。 利用動員のため訪問や電話をしても対象者と接触できない場合が多いため、制度周知および効果的な対象者へのアプローチが必要である。	引き続き訪問または電話による指導対象者への動員を行い、指導率の向上を図る。 新たに、集団健診会場での制度周知や、指導対象者(対象見込み者)への動員を行う。	特定保健指導実施率	46.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
大崎上島町	後発医薬品使用割合の向上	H30.3月次報告 普及率:37.23%(年間平均:34.64%) H29.3月次報告 普及率:32.68%(年間平均:32.96%) H28年度実績と比較すると月次 約5%、年間平均では約2%程度使用割合が増加している。引き続き町広報、差額通知送付等により啓発を図る。 課題としては、後発医薬品の切替えについては医師の判断によるため、個々の考え等により本人が希望しても難しいケースがある。	前年度と同様、町広報、差額通知送付等により啓発を図る。	後発医薬品使用割合	42.0	49.6	57.2	64.8	72.4	80.0
	レセプト点検の充実強化	H29年度実績 財政効果率:0.36%(H28:0.21%)県設定値 0.25% 査定率:55.65%(H28:54.16%)県設定値 60.80% 返納金等 1人当たりレセプト枚数:0.00148枚 県設定値 0.01073枚 H29年度は、査定率が交付金対象となったが、財政効果率はH28実績と比較して伸びており、また県設定値より高い数値ではあったが、査定率が県設定値より低かったため交付対象とならなかった。	左記の から の項目について、前年度より数値の向上と県設定値を上回るよう内容点検等に取り組む。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500
	特定健康診査の受診率の向上	法定報告数値H29:26.7%(H28:29.5%) H28実績と比較すると約2.8%低下した。原因として、一部会場の変更、秋の集団健診が台風接近のため1月に延期となったことが挙げられる。医療費の高順位にある生活習慣病予防のためにも「健診」に対する意識付けが大切である。	前年度変更した健診会場を一部元に戻し、町広報、個別郵送等の受診動員を継続実施する。	特定健康診査受診率	30.0	36.0	42.0	48.0	54.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	法定報告数値H29:9.3%(H28:19.3%) H28実績と比較すると約10%低下した。原因として、秋の集団健診が台風接近により1月に延期となったことにより、秋の健診での特定保健指導対象者の教室開催が出来なかったことが挙げられる。	前年度同様対象者に対し個別郵送による受診動員、締切日以降電話による受診動員を実施する。	特定保健指導実施率	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
世羅町	後発医薬品使用割合の向上	平成29年度後発医薬品使用割合 65.0% ジェネリック医薬品の切り替えによる削減効果額は増加傾向にあるが、普及率については国の定める目標(80%)と比較して低い。	平成30年度後発医薬品使用割合 70.0% 引き続きジェネリック医薬品使用促進のための差額通知を送付する。切替え状況の確認を行い、利用率の低い対象者に再通知を行う。	後発医薬品使用割合	70.0	75.0	80.0			
	レセプト点検の充実強化	平成29年度一人当たり財政効果額 1,468円 財政効果率 0.09% 平成28年度と比較し、財政効果額は増加したが財政効果率は下がり、県平均を下回っている。	他係と連携し、効率性と実効性を上げ、診療報酬の適正化を図り、財政効果率等の向上を目指す。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	1,468	1,568	1,668	1,768	1,868	1,965
	特定健康診査の受診率の向上	平成29年度受診率 48.9% 未受診者の受診動員について通知、電話等を実施しているが、より効果的な方法の検討が必要。若年者の受診率が低いことが課題。	これまでと同様に通知、電話等による受診動員を実施するとともに、業務委託によるAIを活用した未受診者の分析に基づく受診動員を実施。	特定健康診査受診率	56.0	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成29年度実施率 34.9% 平成25年度以降低下が続いている。	電話、訪問等による利用動員の強化。対象者が指導を受けやすいよう訪問、来所、集団指導等、初回面接の方法を選択可能にし、継続指導(訪問、来所、電話)については、午後6時以降も対応する等、利用者の状況に合わせた支援を実施。	特定保健指導実施率	60.0	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0
神石高原町	後発医薬品使用割合の向上	ジェネリック医薬品お祝いカードの配布によって、使用割合が増加した。	引き続き、ジェネリック医薬品お祝いカードの配布を行う。 ジェネリック医薬品差額通知を新たに送付する。	後発医薬品使用割合	74.0	75.0	76.0	77.0	78.0	79.0
	レセプト点検の充実強化	国保連合会開催の点検員の研修会に参加し、県内市町との情報連携等を行った。 平成30年度から新国保総合システムに変更となるため、操作に慣れる必要がある。	新国保総合システムを活用しての効率的なレセプト点検を行う。 レセプト点検研修会等に参加し、引き続き点検知識を深める。	レセプト点検による一人当たり財政効果額	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
	特定健康診査の受診率の向上	平成29年度の受診率は49.3%で、前年度から0.8ポイント減少したが、県や国と比較しても高い水準である。	受診率目標値55%達成に向け、通知による受診動員のほか、電話・訪問による再動員に取り組む。	特定健康診査受診率	55.0	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0
	特定保健指導の実施率の向上	平成29年度の実施率は19.1%で、前年度から12.5ポイント減少し、県や国と比較しても低い水準である。対象者への案内方法や対象者の意識・関心の低さが実施率低下に影響していると考えられる。	実施率目標値40%達成に向け、保健師が電話・訪問による動員を行うとともに、個別の特定保健指導に取り組む。	特定保健指導実施率	40.0	43.0	46.0	49.0	52.0	55.0

平成30年度における各市町の施策目標(保険料(税)徴収の適正化)

(単位:%)

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
広島市	口座振替率の向上	平成28年度末における普通徴収における口座振替率は、46.78%であったところ、平成29年度は、普通徴収の口座振替原則化を実施したことにより口座振替率が3.67ポイント上昇し、50.45%となった。 なお、口座振替率の高い高齢者層が、年々、後期高齢者医療へ移行していることから、新規加入者だけでなく、既存の被保険者の口座振替率向上にも積極的に取り組む必要がある。	WEB口座振替受付サービスの導入 パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて口座振替登録の手続きができるサービスを10月から導入する。 口座振替登録のインセンティブ事業 キャンペーン期間中に口座振替登録を行った者に抽選で広島らしい景品を進呈する。 口座振替未登録者に口座振替勧奨のダイレクトメールを送付する。 MPNを利用した口座振替受付サービスの対象金融機関を拡大する。	口座振替率	51.0	51.5	52.0	52.5	53.0	53.5
	収納率の向上	平成29年度の収納率(還付未済を含まない)は、91.08%で、前年度より0.94ポイント上昇した。 しかしながら、広島県内の平均収納率を下回っており、引き続き、収納率向上に取り組む必要がある。	口座振替加入勧奨を徹底する。(平成29年度から口座振替を原則化) 市税等の徴収担当課との連携による収納率向上対策を実施する。 お知らせセンターによる新規滞納者に対する自主納付の呼び掛けを実施する。 コンビニエンスストアで納付できることについて周知を図る。	収納率	91.43					
呉市	口座振替率の向上	加入時の口座振替勧奨の徹底が十分できていない。 口座振替を拒否される市民もあり、今後の勧奨方法の見直し及び口座振替の利便性の周知についても検討を要する。	「呉市国民健康保険口座振替勧奨マニュアル」を職員に徹底させるとともに、口座振替の勧奨ちらしを活用し、窓口での勧奨を強化する。 加入時の口座振替を推進していくために、関係課との連携及び協力体制を深める。	口座振替率	56.0	56.2	56.4	56.6	56.8	57.0
	収納率の向上	電話催告、定期的な催告書の送付、休日・夜間の相談窓口の開設等、早期解消に向けた収納対策への取り組みを継続して行うとともに、庁内の債権回収を専門とする部署と連携し、早い時期から滞納処分等に取り組んだことが現年・滞納繰越分の収納率の向上につながった。	電話催告、定期的な催告書の送付、休日・夜間の相談窓口の開設等の収納対策に引き続き取り組む。 財産調査に早期着手し、適切な滞納処分に取り組む。 平成30年度7月豪雨で被災したことにより納付資力が低下した被保険者については、納付相談する機会を設け滞納の長期化の防止に努める。	収納率	94.13					
竹原市	口座振替率の向上	新規国保加入時に勧奨を行ったこと等により、口座振替率は微増となったが、高い数値とは言えないため、引き続き取組を行う必要がある。	・納税通知書に口座振替勧奨の文書と口座振替依頼書を同封し、加入を促進する。 ・納税相談時に口座振替を利用するよう指導する。 ・新規国保加入時に口座振替の勧奨を行う。 ・ホームページに口座振替の原則化について掲載する。	口座振替率	52.5	52.6	52.7	52.8	53.0	53.3
	収納率の向上	生活状況に応じた適正な分納額の設定、分納不履行の際のこまめな電話催告、早期の差押予告等を行った結果、収納率は向上した。	・分納滞約者の納付管理を徹底し、不履行者への催告・滞納処分を強化する。 ・現年度未納者であっても、財産があれば早急に滞納処分を執行する。 ・未申告者を対象に、申告指導を行う。 ・休日・夜間納税相談窓口を開設し、平日昼間に接触困難な滞納者との接触を図る。	収納率	94.76					
三原市	口座振替率の向上	・口座振替勧奨マニュアルを作成 ・他の税金も課税となった場合、国民健康保険税だけでなく全て口座振替となる	新規加入時等、あらゆる機会を捉えて勧奨。 ・納税通知書(当初)発送時、口座振替勧奨の文書を同封 ・国保加入手続き時に口座振替チラシを配布し口頭で勧奨 ・納税案内センターによる勧奨を行い、希望者には口座振替依頼書の送付をしている。	口座振替率	43.00	43.05	43.10	43.15	43.20	43.25
	収納率の向上	・6月と12月に特別納税相談を実施 ・4月と9月に臨戸訪問を実施	・6月と12月に特別納税相談を実施 ・4月と2月(予定)に臨戸訪問を実施	収納率	94.53					
尾道市	口座振替率の向上	平成29年度の口座振替率は51.02%だった。 コンビニ納付が可能のため、口座振替での納付は減少傾向である。	国保加入手続き時に、原則として口座振替での保険料納付を案内し、口座振替登録を依頼する。	口座振替率	51.2	51.4	51.6	51.8	52.0	52.2
	収納率の向上	・調査、差押を積極的に行うことにより収納率の向上に繋がった。 ・人事異動等により、業務レベルの維持が難しい	・委託業者(電話による自主納付の案内、調査補助委託)の業務内容の見直しを行い、徴収業務の効率化を図る。 ・高額、困難案件について、定期的に検討会を行い滞納整理を進めていく。	収納率	94.26					
福山市	口座振替率の向上	口座振替率目標値：50.00% 口座振替実績値：47.27% (対前年度比 +1.01%) 口座振替率は前年度を上回っているが、目標値は下回っている。	ペイジー口座振替受付サービスの活用、併せて7月の当初納税通知書送付時に口座振替依頼書を同封して加入勧奨を実施する。 国保税口座振替の原則化に基づき、すべての国保新規加入者に対する窓口での口座加入勧奨を今まで以上に徹底し、口座振替未加入の納税者に対しては電話・文書での加入勧奨を重ねて実施する。	口座振替率	50.0	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0
	収納率の向上	現年度分目標値：91.20% 実績値：91.06%(対前年度比 +0.07%) 滞納繰越分目標値：20.00% 実績値：14.62%(対前年度比 +0.33%) 現年度分・滞納繰越分ともに収納率は前年度を上回っているが、目標値は下回っている。 現年度分は翌年度繰越額を縮減するために新規滞納者の抑制が課題。滞納繰越分については差押による保険税の収納額増加と併せて、高額滞納事案に係る滞納整理方針の整理が必要。	現年度分は、納税案内センターによる電話催告対象者を拡大した。加えて納税推進員からの再架電・文書催告を実施中。再三の催告によっても、納付につながらない場合は、職員による滞納処分へと引き継ぐなど役割分担を行い、事務の効率化を図りつつも新規滞納者の抑制に取り組んでいる。 滞納繰越分は、納税滞約時に給与差押の承諾書の提出を求め、不履行時には即時に給与差押を執行することとした。また、徴収アドバイザー事業を活用し具体的な滞納整理方針を作成、滞納処分・法令に基づいた執行停止を実施し滞納額の縮減を図っている。	収納率	91.43					
府中市	口座振替率の向上	口座振替マニュアルを作成した。 納税相談を受けた際に口座振替制度の説明を行い勧奨した。また、市広報紙へも記事を掲載して口座振替制度の周知を図った。	口座振替勧奨マニュアルに基づき、国保新規加入者に口座振替依頼書を手渡し、手続きの仕方を説明する。 納税相談時や納税折衝時に口座振替制度の勧奨を実施する。	口座振替率	46.0	47.0	48.0	50.0	50.0	50.0
	収納率の向上	督促状を送付しても納税されない人には更に催告書を送付するとともに電話催告を実施。 12月の休日に特別収納対策行動(訪問徴収)を実施して年度内納付の推進を図った。	督促状送付後に納付がない場合は、文書催告及び電話催告を実施する。休日を利用した特別収納対策行動(訪問徴収)を行うとともに、早期の財産調査の実施、財産の差押執行を行う。	収納率	93.84					



市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
三次市	口座振替率の向上	広報誌とともに各戸配布する「納付ごよみ」や市HP等により、便利で多様な納付方法の一部として推奨するとともに、窓口での資格取得届出時等に勧奨を行い、前年度と比較し口座振替世帯数の割合は微増した。 これまで、トータル収納を導入し、納付環境の整備を推進してきたことにより、トータル収納取扱件数、収納額とも年々増加している。平成29年度普通徴収に係るトータル収納チャンネル全体の利用割合は83%を超えており、口座振替に限定した取組は困難である。	引き続き、収納率向上のため、納税者のニーズ等を考慮しながら、窓口での資格取得届出時等の機会を中心に口座振替の勧奨を行う。	口座振替率	52.7	52.8	52.9	53.0	53.1	53.2
	収納率の向上	収納率と収入未済額(繰越額)削減の目標を明確にし、徹底した債権管理及び早期の財産調査による滞納処分等を実施し、徴収強化を図った。 収納率は、前年度を0.32%上回り96.77%となり、6年連続で過去最高の収納率を更新した。(3か年平均の実収納率96.07%) 今後2年間は、繰上し分を除く実収納率との差を解消するとともに、更に上昇し97%を超える収納率目標の達成が必要となるため、赤字解消計画とあわせて検討を行う。	引き続き、滞納世帯の実態把握、早期の財産調査を行ったうえ納付余力があるのに納付していない場合は差押等を実施する等、処理方針に基づき滞納処分を押し進める。 また、関係課との連携により、国民年金等の情報を活用して、国民健康保険の資格喪失届が未提出である世帯に対し、提出勧奨を実施し資格の適正化を図る。	収納率	96.78					
庄原市	口座振替率の向上	行政文書「市税のお知らせ」回覧による勧奨 H29年度振替率55.9%	行政文書「市税のお知らせ」回覧による勧奨 新規加入申請時に口座振替に関する勧奨チラシの配布	口座振替率	56.0	56.1	56.2	56.3	56.4	56.5
	収納率の向上	現年度課税分の収納率95%以上達成を最低目標とし、新規滞納者への早期対応、財産調査の徹底と差押予告通知書の有効活用等徴収事務の強化を図った。 H29年度収納率96.39%	新規滞納者への早期対応 財産調査の徹底と差押予告通知書の有効活用 分納管理の徹底 県税事務所職員との併任徴収による他の市税と併せた徴収	収納率	96.28					
大竹市	口座振替率の向上	・保険料の納付書送付時に口座振替勧奨文書を同封。 ・国保加入時における口座振替勧奨方法の検討(資格部門と収納部門との協議)を行い、対応マニュアルを作成。	・保険料の納付書送付時に口座振替勧奨文書を同封。 ・国保加入時に口座振替勧奨を実施。	口座振替率	40.3	40.5	41.2	42.4	44.1	45.8
	収納率の向上	・現年度分のみ未納者に対する早期対応、新規滞納者への適切な対応(常連化の防止)、財産調査、滞納処分の徹底などにより、収納率は微増した。 ・大口滞納者への対応が明確化していないことが滞納繰越額の増加につながっている。	・現年度分のみ未納者に対する早期対応・常連化の防止。 ・財産調査の徹底。 ・大口滞納者リストの整理及び管理の適正化。	収納率	95.39					
府中町	口座振替率の向上	29年度は世帯数5,983に対し口座振替数1,755であり、29.3%と県内最低のままである。 町内に金融機関15箇所・役場等納入可能機関7箇所・コンビニ15箇所。町外隣接にも金融機関・コンビニが多数あり口座振替されない。	町内外に多数の収納可能箇所があり、特にコンビニ利用者は増え続け、口座振替は減少している。 当初の納税通知書に口座振替案内を同封し、昨年に引き続き広報への掲載や、来庁者・納税案内センターを通じた口座振替の説明を続けている。	口座振替率	37.9	38.0	39.0	40.0	41.0	42.0
	収納率の向上	収納率は、現年度分対前年比0.7%↑の上昇、滞納分対前年比2.5%↑の上昇と、現・滞合わせた収納率は対前年比0.7%↑の上昇となった。 滞納額が高額だが継続納付が難しい者は、勤務先に協力をあおぎ給料天引きをし、事業者が納付手続きをしてくれることで毎月継続納付が見込めるようにしたい。	差押事前通知後に給与照会し給与差押の手続きをする。その中で勤務先に協力してもらい毎月継続納付させる。社会保険に加入した滞納者に国保喪失手続をさせる。国保に加入しているが、子どもに社保加入者がいれば、社保に移るよう案内する。	収納率	93.91					
海田町	口座振替率の向上	後期高齢への移行に伴う口座振替加入者の減少等により、文書による勧奨だけでは口座振替率が頭打ちとなっている。	当初納通への口座振替依頼書の同封、一斉口座勧奨文書の送付に加えて、国保加入時の口座勧奨を積極的に行う。	口座振替率	51.0	51.5	52.0	52.5	53.0	53.5
	収納率の向上	適切な進行管理による財産調査及び滞納処分を行うことにより、収納率が向上した。	計画的な調査及びそれに基づく処分を行う。	収納率	94.43					
熊野町	口座振替率の向上	【成果】 納入通知書 1,464通 その他 555通 口座振替率 45.89% 1,356世帯/2,955世帯 【課題】 引き続き口座振替の勧奨を行い、口座振替加入率の向上に努める。	納入通知書に口座振替勧奨チラシを同封 新規加入申請時に口座振替案内チラシを同封 一斉催告と同時に口座振替勧奨チラシを同封 口座振替率を46.0%に向上させる	口座振替率	46.0	46.1	46.2	46.3	46.4	46.5
	収納率の向上	【成果】 現年度滞納者において、早期対応のために催告を納付催告(茶色)、財産調査予告(赤色)、差押予告(緑色)として、色分けにより多段階の催告を実施 現年分(一般被保険者)徴収率95.61%、現年分(退職者医療)徴収率97.56%で、県内では高い水準である。 【課題】 現年未収額について、年度内に圧縮を図り、滞納繰越を減少させる。	現年度滞納者において、早期対応のために催告を納付催告(茶色)、財産調査予告(赤色)、差押予告(緑色)として、色分けにより多段階の催告を実施 徴収強化月間に他税目を含み一斉催告を実施	収納率	95.05					
坂町	口座振替率の向上	本算定賦課と月次賦課新規加入者分について、納付書で支払を行っている納税義務者に対し、口座振替依頼書を同封して案内する。	本算定賦課と月次賦課新規加入者分について、納付書で支払を行っている納税義務者に対し、口座振替依頼書を同封して案内する。	口座振替率	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0
	収納率の向上	以前から滞納のある世帯については、差押を積極的に行い、納付忘れが考えられる場合には、催告書の送付を行い、納付の勧奨を行う。	以前から滞納のある世帯については、差押を積極的に行い、納付忘れが考えられる場合には、催告書の送付を行い、納付の勧奨を行う。	収納率	95.00					
江田島市	口座振替率の向上	窓口業務のマニュアルを作成し、国保加入時に口座振替について説明し手続きを促す。 当初納通に口座振替依頼書を同封し、現在納付書払いとなっている納税者に口座振替への切替を促す。	窓口業務のマニュアルを作成し、国保加入時に口座振替について説明し手続きを促す。 当初納通に口座振替依頼書を同封し、現在納付書払いとなっている納税者に口座振替への切替を促す。	口座振替率	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0
	収納率の向上	前年度は、現年度のみ滞納者や少額滞納者に対して、滞納処分及び電話催告並びに臨戸徴収を連携させて実施したことにより、収納率を向上させた。 課題は、高額滞納者や漁業関係従事者(外国人技能実習生を含む)に対して、収入のある時期に滞納処分や臨戸徴収が行えなかったため、この者の収納率が余り向上していないことである。	今年度も、現年度のみ滞納者や少額滞納者に対して、滞納処分や電話催告並びに臨戸徴収を連携させて実施することにより、前年度以上の収納率を確保しつつ、高額滞納者や漁業関係従事者に対して、適宜滞納処分や臨戸徴収を実施することにより、さらに収納率を向上させていく。	収納率	93.92					

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
廿日市市	口座振替率の向上	新規加入時の口座振替契りチラシ・口座振替依頼書の配付、当初納税通知書(納付書)への口座振替依頼書(はがき型)の同封など、口座振替の勧奨を行った。 口座振替率は50%台で推移しているが、新規加入者が口座振替をしないと、振替率が下がることとなるため、引き続き勧奨を行っていくことが必要である。	昨年度同様、窓口での勧奨、口座振替依頼書の当初納税通知書への同封を行っている。 口座振替依頼書の郵送希望者には返信用封筒を同封するなど、納税者の申込時の負担を減らしている。 また、ペイジー口座振替受付サービスを積極的に活用することで、口座振替率の向上を図っている。	口座振替率	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0
	収納率の向上	徴収マネジメントに努め、債権を中心とした滞納処分を強化した。また、徴収指導員を配置し、徴収困難案件の指導・助言受け、解決を図った。更に、臨時職員2名による徴収補助事務と電話による納付催告を実施した。 この結果、収納率は国民健康保険税全体で86.11%と、前年度比0.41ポイント増加した。過年度賦課分を含む現年度分は95.29%(前年度比0.24ポイント増)、滞納繰越分は25.57%(前年度比0.27ポイント減)であった。継続的に進めている滞納処分や電話催告、納税折衝、法の規定に基づく延滞金の完全徴収により、納税意識は向上しているものと思われる。 また、滞納繰越額を縮減している状況であるが、現年度分の滞納構成比率が高いため、現年度分の収納率を向上させることにより滞納額の縮減を図ることが必要である。	徴収指導員(国税OB)1名を採用し滞納整理の強化を図る。各担当の業務進行状況を把握するとともに、高額事案の進行管理を行う。 夜間電話催告、夜間納税窓口の開設 滞納整理支援システムの活用による滞納整理の効率化 債権を中心に財産調査等を行い差押を実施する。 一定の基準に達した滞納者に対し、資格証明書、短期被保険者証を交付する。 臨時職員を雇用し、現年度分の滞納者に対する電話催告・財産調査等事務処理の補助	収納率	95.00					
安芸太田町	口座振替率の向上	口座振替の原則化に係る業務マニュアルの作成。	新規国保加入者に対し、口座振替の原則化を行っている。	口座振替率	72.68	73.00	74.00	76.00	78.00	80.00
	収納率の向上	現年度分については他税の徴収に集中していたため、収納率が下がった。又、滞納繰越分については、古い年度の滞納で徴収不能なものについての執行停止や不能欠損処理といった整理を長年していなかったことが収納率向上へ結びつかなかった主な原因である。	現年度普通徴収対象者への口座振替の推進。 現年滞納者への早期催告及び納付相談の実施。 県税事務所併任徴収。	収納率	96.87					
北広島町	口座振替率の向上	前年より、口座振替率が低下した。口座振替者の後期高齢者医療制度への年齢到達者が多かったことが考えられる。	北広島町国民健康保険口座振替契りマニュアルに基づき、資格取得時に口座振替の勧奨を行い、口座振替率の向上を図る。	口座振替率	50.0	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0
	収納率の向上	前年より、収納率が低下した。原因としては、国税滞納者は、他税も滞納している者が多く、分納納付、差押え等で配当するときも他税に充当となることがあった。また、高額滞納者で分納している者の納付が少なかった。	現年滞納者の早目の臨戸訪問を実施し、財産調査、納税相談、FP相談を通じて担税能力を把握する。 また、厚年加入中の国保加入被保険者リストにより、喪失手続きを促進する。	収納率	94.28					
安芸高田市	口座振替率の向上	【成果】 ・各家庭に設定してある住民告知システム(音声告知端末(文字情報を含む))による口座振替契りチラシの放送 【課題】 ・すでに国保に加入している方については、来庁する機会が少ないため口座振替の案内ができない。	・国保加入届出時に口座振替の案内 ・納税通知書送付時に口座振替案内文の同封 ・各家庭に設置してある住民告知システム(音声告知端末(文字情報を含む))による口座振替契りチラシの放送	口座振替率	65.0	66.0	67.0	68.0	69.0	70.0
	収納率の向上	【成果】 ・納付機会の拡大を図るため、4月からコンビニ収納を導入 ・夜間納付相談の実施(7月...2日, 12月...2日) ・休日納付相談の実施(7月...1日, 12月...1日) ・夜間電話催告(5月...3日, 7月...2日, 9月...3日, 12月...2日) ・債権差押等の滞納処分の実施(差押件数...211件) ・インターネット公売の実施(3回) 【課題】 ・確定申告時期は申告事務に従事するため、滞納処分(差押)等の徴収事務が不十分となる	・夜間納付相談の実施(7月...2日, 12月...2日) ・休日納付相談の実施(7月...1日, 12月...1日) ・夜間電話催告(5月...3日, 7月...2日, 9月...3日, 12月...2日) ・インターネット公売の実施	収納率	96.17					
東広島市	口座振替率の向上	新規加入者や当初納税通知書に口座振替依頼書及び口座推進啓発チラシを同封することで、毎年ほぼ同率の口座振替率を保っている。 口座振替率 H27 43.15% H28 43.56% H29 43.12% 口座振替を利用していただいていた被保険者の死亡、転出等により、口座加入率が一定程度減少することが課題である。口座振替啓発を強化する。	・前年度同様に、当初納税通知書以外の月次ごとの納税通知書にも口座振替依頼書及び口座推進啓発チラシを同封する。 ・窓口や電話対応時での口座振替の案内、イベント時の資料配布等を強化する。 ・国保加入手続き時に口座振替の案内をする。	口座振替率	43.2	43.2	43.2	43.2	43.2	43.2
	収納率の向上	滞納処分の強化 累計滞納額において滞納金額70万円以上の滞納者の占める割合(51%)が高く、累積年度も長期化している状況なので滞納処分を強化した。 平成30年度当初における70万円以上の滞納者の占める割合 滞納額 : 51,015,000円 / 998,264,659円 滞納者数 : 381人 / 3,813人 人材育成 職員異動に伴う、徴収技術の伝承が課題となっている。研修等による人材育成を図る。	実情に合わせた滞納整理の実施。 ○特別滞納整理の実施 4回 ○分割納付の取扱いの整理 ○高額滞納者の分析 専門研修参加や研修報告会の実施、OJTによる職員の徴収技術の向上。	収納率	92.69					
大崎上島町	口座振替率の向上	“原則口座振替”に対し、普通徴収対象者の口座振替率が8割に達していない。	次により口座振替率の向上を図る。 新規資格取得手続き時に“原則口座振替”を勧奨。 更正通知、督促状に口座振替契りチラシを添付(普通徴収で口座振替登録のない世帯)。	口座振替率	72.0	73.0	74.0	76.0	78.0	80.0
	収納率の向上	収納率が低下した。口座振替登録しなかった新規資格取得者に対するフォローが十分でなかったことが要因の1つと推測される。 H28 決算収納率(医一般) 94.57% H29 決算収納率(医一般) 94.37%	口座振替登録のない新規資格取得者で、複数納期に督促の発生した者を重点的にフォローする。	収納率	95.65					

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)						
				H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
世羅町	口座振替率の向上	H29年度実績：62.6% 課題：コンビニ収納率の上昇により口座振替率が減少に転じている。納期内納付を促進し、現年分の収納率向上と滞納の未然防止につなげるため、国保新規加入時の口座振替を勧奨することが必要である。	H30年度目標：62.7% 取組：勧奨マニュアルにより国保新規加入時の口座振替を勧奨する。	口座振替率	62.7	62.8	62.9	63.0	63.1	63.2
	収納率の向上	H29年度実績：現年分97.31% 課題：対前年比で上昇している。現年分の収納強化のため12月を強化月間とする。	H30年度目標：現年分97.31% 取組：12月の強化月間において一斉催告を行い、差押の準備を整える。	収納率	97.31					
神石高原町	口座振替率の向上	・窓口手続き者への口座振替案内 ・当初賦課通知書へ口座振替勧奨チラシ同封	・窓口手続き者への口座振替案内 ・当初賦課通知書へ口座振替勧奨チラシ同封	口座振替率	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5
	収納率の向上	・口座振替の推奨 ・徴収アドバイザー研修 ・財産調査の適宜実施	・口座振替の推奨 ・徴収アドバイザー研修 ・財産調査の適宜実施	収納率	99.06					

平成30年度における関係市町の施策目標(財政収支の改善)

市町名	成果目標	前年度の成果と課題	今年度の取組	活動指標(目標)							
				赤字額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
広島市	赤字解消・削減計画の円滑実施	「広島県国民健康保険運営方針」において、各市町は計画を策定して、6年度以内に赤字を解消することとされていることから、平成30年3月に、「広島市国民健康保険赤字解消計画」を策定し、収納率向上、医療費適正化などに取り組み、できる限り保険料の上昇を抑制しつつ、国保の健全化を図ることとした。	<p>収納率の向上</p> <p>口座振替による納付の原則化の徹底、WEB口座振替受付サービスの導入、口座振替登録のインセンティブ事業を実施するとともに、引き続き、滞納整理事務を収納対策部で一体的に実施する等の対策に取り組む。</p> <p>保険料率の引き上げ</p> <p>「一人あたり保険料額」について、医療費の伸び分のほか、毎年度0.4%ポイントずつ段階的に引き上げる。</p> <p>医療費の適正化等</p> <p>データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の実施、糖尿病性腎症重症化予防、脳卒中・心不全再発予防、重複・頻回受信者や重複多剤服薬者への保健指導、後発医薬品差額通知の送付等により、医療費の適正化を図る。</p>	赤字削減 予定額(率) (千円、%)	934,413	155,735	155,735	155,735	155,735	155,735	155,738
					16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	
三次市	赤字解消・削減計画の円滑実施	平成36年度に一般会計からの法定外繰入を解消するため、赤字解消計画を策定し、段階的に税率改正を行い、赤字を解消する方針を決定。  課題 被保険者の急激な負担増を回避するため、段階的に税率改正を行うため、正確な赤字額は見込み難い。	平成28年度100,000千円の法定外繰入を行ったことから、今年度は20,000千円削減した額(80,000千円)の法定外繰入となるよう調整を行う。	赤字削減 予定額(率) (千円、%)	100,000	20,000	0	0	25,000	0	55,000
					-	-	-	-	-	-	
大崎上島町	赤字解消・削減計画の円滑実施	前年度の成果(法定外繰入なし) ・特別調整交付金の増額 (退職者医療制度廃止に伴う財政影響が多大であること)  課題 ・保険料の水準が低い	<p>・保険料率の段階的改定</p> <p>・段階的な資産割の縮減</p>	赤字削減 予定額(率) (千円、%)	13,319	0	2,664	2,664	2,664	2,664	2,663
					0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	